

(別紙1) 対象機関

★ガット政府調達協定対象機関

衆議院
参議院
最高裁判所
会計検査院
内閣
総理府
公正取引委員会
国家公安委員会
(警察庁)
公害等調整委員会
宮内庁
総務庁
北海道開発庁
防衛庁
経済企画庁
科学技術庁
環境庁
沖縄開発庁
国土庁
法務省
外務省
大蔵省
文部省
厚生省
農林水産省
通商産業省
運輸省
郵政省
労働省
建設省
自治省

北海道旅客鉄道(株)
東日本旅客鉄道(株)
東海旅客鉄道(株)
西日本旅客鉄道(株)
四国旅客鉄道(株)
九州旅客鉄道(株)
日本貨物鉄道(株)
日本たばこ産業(株)
日本電信電話(株)
国民金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
公営企業金融公庫
北海道東北開発公庫
社会福祉・医療事業団
中小企業信用保険公庫
環境衛生金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
日本開発銀行
日本輸出入銀行

★85年7/30/7075 対象機関

水資源開発公団
新東京国際空港公団
日本道路公団
環境事業団
国際協力事業団
年金福祉事業団
労働福祉事業団
雇用促進事業団
国民生活センター
日本科学技術情報センター
国際交流基金
日本体育・学校健康センター
放送大学学園
日本中央競馬会
日本貿易振興会
新エネルギー・産業
技術総合開発機構

★「政府調達に関する申合せ」
で対象となった機関(注)

地域振興整備公団
農用地整備公団
石油公団
首都高速道路公団
住宅・都市整備公団
動力炉・核燃料開発事業団
金属鉱業事業団
石炭鉱業事業団
中小企業事業団
日本国有鉄道清算事業団
簡易保険福祉事業団
中小企業退職金共済事業団
帝都高速度交通営団
北方領土問題対策協会
海外経済協力基金
日本原子力研究所
公害健康被害補償予防協会
奄美群島振興開発基金
日本育英会
私立学校教職員共済組合
社会保険診療報酬支払基金
心身障害者福祉協会
農林漁業団体職員共済組合
日本自転車振興会
アジア経済研究所
日本小型自動車振興会
日本労働研究機構
消防団員等公務災害
補償等共済基金

(注) 「動力炉・核燃料開発事業団」、
「日本原子力研究所」について、
「政府調達に関する申合せ」で
規定する調達を除く。

★新たな「ガット政府調達協定」対象機関
(但し、地方公共団体を除く)

森林開発公団
船舶整備公団
日本鉄道建設公団
阪神高速道路公団
本州四国連絡橋公団
新技術事業団
畜産振興事業団
蚕糸砂糖類価格安定事業団
理化学研究所
国立教育会館
日本芸術文化振興会
日本学術振興会
日本私学振興財団
社会保障研究所
地方競馬全国協会
農業者年金基金
国際観光振興会
鉄道整備基金
建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合

(注) 上記機関については、本年10月より準備が整い次第本措置の対象とする。

(別紙2) 苦情処理手続

我が国は、物品全般の政府調達に関する苦情については、新たな「政府調達に関する協定」が我が国について効力を生じるまでの間、以下に規定する手続に従い、中立の「政府調達審査委員会」（以下「委員会」という。）による審査を活用しつつ処理することとする。なお、物品個別分野に関する既存の苦情処理体制については、同委員会の中に設けられたものとして位置付ける。

1. 委員会

- (1) 委員会は、審査対象となる調達に関して実質的な利害関係を持つものであってはならない。
- (2) 委員会は、苦情を文書で受理し、調達機関による調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。
- (3) 委員会は、政府調達に関する有識者で構成する。利害関係を有する委員は、当該苦情審査に参加できない。
- (4) 委員会は、必要に応じ、審査対象となる調達に関し知見を有する技術者等より意見を聴くことができる。この場合、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。
- (5) 委員会は、必要に応じ、個別分野ごとに委員会を設けることができる。

2. 供給者は、本運用指針の条項に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。供給者が、本運用指針の違反があると考えられる場合には、まず、当該調達を行った機関との間で解決を求めることが奨励される。

3. 参加者

- (1) 調達機関及び当該調達に関係する全ての潜在的な供給者は、苦情処理手続に参加できる。なお、「供給者」とは、調達機関の調達公示に係る製品又はサービスを提供した、又は提供が可能な者を言う。
- (2) 当該調達に関係する全ての潜在的な供給者は、4.(4)に定める通知の受領後7日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。参加者は、4.(3)の規定によって妨げられない限り、4.(7)②に定める手続の適用を受ける。

4. 調達審査手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、本運用指針の対象となるいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の要因が判明し、又は当然判明し得るようになってから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。供給者は、委員会に苦情を申し立てた後1作業日以内に、その写しを調

達機関に提出する（日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。）。

- (2) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理できる。
- (3) 委員会は、申立て後7日以内に苦情を審査し、下記の各項に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
 - ① 遅れて申立てが行われた場合
 - ② 本運用指針と無関係な場合
 - ③ 軽微な、又は無意味な場合
 - ④ 供給者からの申立てでない場合
 - ⑤ その他委員会による審査が適当でない場合
- (4) 委員会は、苦情が正当に申立てられたと認める場合には、当該調達に関係する全ての潜在的な供給者に対して1日以内に文書で通知する。
- (5) 契約締結又は契約執行の停止
 - ① 委員会は、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、苦情処理に係る期間内は契約を締結しない旨の要請を、申立て後10日以内に速やかに文書で行う。
 - ② 委員会は、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、苦情処理に係る期間内は契約執行を停止する旨の要請を速やかに文書で行う。
 - ③ 調達機関は委員会から契約を締結しない旨又は契約執行を停止する旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、当該調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、又は国益上の理由があるため、機関として委員会の要請に応じることができないと判断し、かつ、その旨を事実関係とともに直ちに委員会に文書で通知する場合は、この限りでない。
- (6) 調査
 - ① 委員会は、苦情の申立てを行った者（以下「苦情申立人」という。）及び調達機関による説明、主張その他文書の提出等によって苦情についての調査を行うものとする。
 - ② 委員会は、苦情申立人若しくは調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- (7) 調達機関の報告書
 - ① 調達機関は、委員会に対し、苦情申立ての写しが提出された後14日以内に、以下の事項を含む苦情に関する報告書を提出しなければならない。
 - イ. 当該苦情に関連する仕様書又はその一部を含む入札書類
 - ロ. 当該苦情に関連するその他すべての文書
 - ハ. 関連するすべての事実、判明した事実、調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文
 - ニ. 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報
 - ② 委員会は、①に定める報告書を受領後直ちに、苦情申立人及びその他の参加者に対し、関係文書の写しを送付するとともに、当該文書を受領後7日以内に、委員会に意見を提出する又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出

する機会を与えなければならない。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを調達機関に送付する。

調達機関は、供給者の同意があった場合を除き、当該供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他当該供給者が提出した営業上の秘密情報を第三者に開示しない。

5. 審査結果及び提案

- (1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内に、審査結果の報告書及び調達機関に対する提案書を作成する。委員会は、その審査結果において、苦情のすべて又は一部を認めるか又は却下するかを明らかにするとともに、調達の手続が本運用指針の定める措置に反して行われたものか否かを明らかにしなければならない。
- (2) 委員会は、法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該当局に通報する。
- (3) 委員会は、審査結果及び提案を作成するにあたり、調達手続における瑕疵の程度、一部又はすべての供給者に与えた不利益な影響の程度、本運用指針の趣旨の阻害の程度、参加者の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が政府に与える負担、調達の緊急性及び調達機関の業務に対する影響等、当該調達手続に関するすべての状況を考慮するものとする。
- (4) 委員会は、本運用指針に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案する。
 - ① 新たに調達手続を行う。
 - ② 調達条件は変えず、再度調達を行う。
 - ③ 調達を再審査する。
 - ④ 他の供給者を契約締結者とする。
 - ⑤ 契約を破棄する。
- (5) 委員会は、審査結果の内容を文書にし、提案とともに1作業日以内に苦情申立人、調達機関及びその他の参加者に送付する。
- (6) 調達機関は、原則として、当該調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の審査結果に従うものとする。調達機関は、審査結果に従わないとの判断を行った場合には、報告書を受領してから10日以内に理由を付して委員会に報告しなければならない。
- (7) 委員会は、審査結果に関する外部からの照会に応じる。

6. 迅速審査

- (1) 委員会は、苦情申立人又は調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速審査の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。
- (2) 委員会は、迅速審査の要請を受領した後2日以内に迅速審査を適用するか否かを決定し、苦情申立人及び調達機関に対しその旨を通知する。
- (3) 迅速審査が適用される場合の期限及び手続は次のとおりとする。

- ① 調達機関は、委員会から迅速審査適用の通知を受けた後6日以内に、4.(7)に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、この報告書を受領後直ちに、苦情申立人及びその他の参加者に対し、関係文書の写しを送付するとともに、当該文書の受領後5日以内に、委員会に意見を提出する又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与えなければならない。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを調達機関に送付する。
- ② 委員会は、苦情に関する審査結果及び提案を苦情が申し立てられた後45日以内に文書で行う。

(参考資料)

日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置について

平成 6 年 3 月 28 日

アクション・プログラム 実行推進委員会

第21回アクション・プログラム実行推進委員会決定

我が国政府としては、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」を我が国の自主的措置として別紙のとおり決定する。

物品政府調達の手続フロー・チャート

凡例

□ 全ての調達について実施

○ 原則として、80万SDR以上の調達額と見込まれる調達案件(4.)

① 原則として、供給者からの資料等の提出を求めなければ適切な仕様等を決定することが困難な案件(80万SDR以上の調達額と見込まれるものに限る。)

② 上記以外のもの

(3.)

資格審査手続

資格審査

資格審査申請書類の簡素・統一化等 (1.1.(2))

有資格者名簿の閲覧
(名称及び住所)

閲覧のための照会先を
官報公示 (1.2.(2))

市場調査のための
資料提供招請手続等

市場調査のための資料提供招請

市場調査の基本的考え方(2.)
資料の提供招請につき官報公示
※提供期限は急を要する場合を除き、公示の翌日から起算して
少なくとも30日以降(3.)

年度当初等の官報公示(80万SDR以上)

5.(1)

政府調達セミナーの開催

外務省及び各省庁が実施 5.(2)

調達案件の閲覧(10万SDR以上)

6.(2)

調達前意見招請手続

仕様書の案の作成が完了した旨の官報公示

意見の提出期限

原則として
公示の翌日
から起算して
少なくとも
20日以後
(4.③)

原則として
少なくとも
30日前
(4.①)

一般競争契約の
実施の簡素

随意契約の場合

入札手続

入札公告(公示)

入札締切

原則として
30日以上
(1.0.(2))

評価

原則として最低価格落札方式
上記で十分に対応できない場
合は可能な範囲で積極的に総
合評価落札方式をとる。
(9.(3))

落札

指名競争入札を行った場合に
官報に掲載する当該入札の落
札情報の中に指名業者名を公
示 (1.2.(1))

契約

随意契約の事前公示

10万SDR
以上の調達額
と見込まれる
調達案件につ
き契約予定日
の少なくとも
20日前に官報
公示(8.)

苦情処理手続等

苦情処理手続

新たな政府調達協定が発効するまでの間
に限る。(別紙2)

不正な入札の防止

(1.4)

日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置

I. 一般方針

1. 日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する本措置（以下「措置」という。）の目的は、内外無差別、透明、公正、競争的かつ開放的な政府調達手続を確保することにある。この目的を達成し、日本の公共部門の調達における競争力ある外国の電気通信機器及びサービスに対する市場アクセス及び販売を相当程度増大させることを意図して、日本国政府（以下「政府」という。）は以下で定める措置を実施する。
2. 政府は、既存の政府調達に関する協定の規定を遵守する義務を再確認するとともに、1996年1月1日に発効する予定の新たな政府調達に関する協定に対する支持を表明する。新たな政府調達に関する協定が日本国について効力を生じる前は、措置は、既存の政府調達に関する協定の要求する事項に加えて実施されるものであり、また、措置の実施に当たっては同協定との整合性が確保される。新たな政府調達に関する協定が日本国について効力を生じた後は、措置は、既存の及び新たな政府調達に関する協定が要求する事項に加えて実施されるものであり、また、措置の実施に当たってはこれらの協定との整合性が確保される。（既存の協定及び新たな協定を以下併せて「コード」という。）
3. 措置は、10万SDR又はコードの基準額のいずれか低い方の金額以上のすべての附属書3に定義された電気通信機器及びサービスに関し、附属書1及び2に掲げる機関（以下「機関」という。）による購入、リース、レンタル、割賦その他のすべての契約手段による調達に対して適用される。

II. 内国民待遇及び内外無差別

1. 措置が適用される調達に関して、政府は、外国の製品及びサービス並びに外国の供給者であって外国の製品及びサービスを提供する者に対し、次の待遇よりも不利でない待遇を与える。
 - (1) 国内の製品及びサービス並びに供給者に与えられる待遇
 - (2) 当該外国以外の外国の製品及びサービス並びに供給者に与えられる待遇
2. 措置が適用される調達に関して、政府は、次のような取り扱いをしない。
 - (1) 国内に設立された供給者を当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと
 - (2) 国内に設立された供給者を、特定の調達に関し、当該供給者により供給される製品又はサービスが外国の製品又はサービスであることに基づき差別すること

III. 措置の対象となるすべての調達に適用される方針及び手続

1. 将来の調達計画

機関は、措置の対象となる電気通信機器及びサービスの調達情報（①機関名及

びその住所、②調達の内容(名称、数量)、③入札公告の予定時期)を、年度の可能な限り早い時期に官報で公示することにより、供給者が右計画に対し意見を提出することを可能とする。官報で公示された調達関連情報については、第IV章3. で定める機関の窓口において閲覧に供する。但し、本項の公示以前に入札公告又は下記5. の意見招請を行っている場合は、本項の情報提供の手続は省略できる。

2. 一般的必要事項

2. 1 機関は、電気通信機器及びサービスの調達が必要となった場合、最大限可能な限り競争を促進することを目的として、また機関が取得可能な最も適切な電気通信機器及びサービスによりその必要を満たすことを確保するために、調達計画を立てるとともに必要に応じ市場調査を行う。

2. 2 機関の予算要求に関して何れの供給者にとって利用可能とされた情報も、無差別に利用可能とされる。機関は、予算要求の作成及び仕様の作成の開始から、入札説明書の発行及び契約の落札に至るまでの調達の如何なる段階においても、当該供給者を他の供給者より優遇することになるような事前情報をいかなる供給者に対しても与えない。機関は、すべての内外の供給者に対し、すべての入札前情報に対する平等なアクセスを与えるとともに入札前の活動への参加に平等な機会を提供する。機関は、入札前段階で入手した情報を供給者を排除するために用いない。

2. 3 機関は、調達される電気通信機器及びサービスの技術、予算、仕様、機能又はその他の側面について話し合われる技術委員会、諮問グループ、研究会その他同様の会合が設置される場合、すべての供給者に対し平等に参加するための機会を与えることを確保する。

2. 4 供給者の資格の審査

(1) 機関は、入札手続における供給者の資格審査に際し、外国の供給者の間又は国内の供給者と外国の供給者との間に差別を設けない。

(2) 機関は、入札手続への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保するために不可欠なものに限定する。

(3) 機関は、毎年、資格審査のための招請を官報に公示する。これには入札参加のための客観的かつ特定された資格要件が示される。

(4) 供給者が資格を有するか否かを決定するにあたり、機関はその自己資本額及び国外での営業も考慮する。

(5) 機関は、特定の調達のために入札公告がなされた後の期間を含め、如何なるときも供給者が資格を得られる機会を与える。資格の有効期間は次の定期審査までの期間とする。但し、定期審査で資格を得た場合には、資格は2年又はそれ以上とする。

(6) 機関は、供給者に対して資格審査の結果を書面で通知する。供給者が資格

を得られない場合、機関は当該供給者に対して、資格が無いとした理由及び資格が得られない旨の通知を受け取ってから7日以内にさらなる説明を要請する資格がある旨通知する。

2.5 機関は、調達のための調査や設計サービスを請け負った供給者又はその関連会社が、当該関与によって競争上の不公正な利点を享受する場合には、入札過程に参加することを認めない。ただし、措置に定める意見招請手続を採ることとされている調達の契約に当該サービスが含まれる場合はこの限りでない。

2.6 機関は、前の契約を引き続く契約は、措置に定める手続に従う別個の調達として扱う。措置に定める手続に従って結ばれた契約における選択又は更新規定の運用の結果として結ばれた契約は、引き続く契約とはみなされない。

2.7 機関は、

(1) 措置の適用を避ける目的又は特定の供給者を利する目的で調達計画を準備、立案してはならない、

(2) また、第I章で定める基準額未満に契約額を引き下げる目的で調達契約を分割してはならない。

2.8 機関は、

(1) 調達契約の評価をコード及び措置に合致する形で行い、当該契約が措置の対象となるかどうかを判断するに当たってコード及び措置を遵守する。

(2) 措置の適用を避けることを目的として、特定の契約額算出方法を採用しない。

3. 入札手続

3.1 機関は、電気通信機器及びサービスの調達について、最大限可能な限り、一般競争入札手続を用いる。

3.2 政府は、その機関の入札手続が、

(1) 無差別に適用され、

(2) 競争を減ずる効果をもたらす形で、特定の供給者に特定の調達に関する情報を提供せず、

(3) 措置の規定に合致することを確保する。

4. 随意契約の制限

4.1 機関は随意契約の利用を縮減する。

4.2 競争的調達が政府調達に係る政策及び慣行の基礎となっていることから、随意契約は、コードにおいて正当化される例外的な場合にのみ使用され、国内又は外国の電気通信機器及びサービスの供給者を優遇又は排除するため、或いは措置の内容、趣旨又は目的に矛盾する態様で用いられない。

4.3 機関は、競争に付したが入札がない場合、再度の入札をしたが落札者がいない場合、又は、極めて緊急を要する場合を除き、措置の対象となる随意契約に

よる調達案件につき、契約の少なくとも40日前に以下の事項を官報に公示する。

- (1) 当該調達案件の概要(調達数量を含む)
- (2) 契約予定日
- (3) 随意契約としたコード上の理由
- (4) 随意契約が予定される相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称

5. 意見招請

5.1 資料提供招請

機関は、供給者からの資料等の提出を求めなければ適切な仕様等を決定することが困難な案件(80万SDRを超える調達額と見込まれるものに限る。)については、急を要する場合及びコードに規定する単一入札(随意契約)に該当する場合を除き、年度開始又は年度開始前の可能な限り早い時期に次の措置をとるものとする。

- (1) 機関は、予定される調達案件に係る基本的な要求要件に関する資料その他必要な情報の提供招請につき官報に公示を行うとともに、供給者の要請に応じ、その写しを提供する。
- (2) 官報の公示には、以下の事項を明らかにする。
 - (イ) 調達機関名及び連絡先
 - (ロ) 調達の概要(名称、数量及び調達に必要とされる基本的な要求要件)
 - (ハ) 資料等の提供期限
- (ニ) 説明会を開催する場合にはその旨の注記
- (3) 上記(ハ)の提出期限は、急を要する場合を除き、資料等の提供招請の公示の翌日から起算して少なくとも30日以降の日とする。
- (4) 上記(2)の公示についての修正又は追加を行う場合、機関は同時に資料等の提供招請に応じたすべての供給者に当該修正又は追加の情報を提供する。当該修正又は追加の情報が上記(2)(ロ)の調達の概要である場合、供給者が当該修正や情報について十分検討し、対応できるよう少なくとも30日を提供する。

5.2 仕様書案に対する意見招請

機関は、(1)改造された製品若しくはサービス又は特別に開発された製品若しくはサービスの調達、(2)単価500SDR以下の製品若しくはサービスを大量購入する場合を除く80万SDRを超える既製品又はサービスの調達、或いは(3)その他機関が自らの判断により、意見招請を必要とする調達につき、コードに規定する単一入札(随意契約)に該当する場合を除き、関心のある供給者が当該機関が作成した仕様書案につき意見の提出を行うことができるよう、次の措置をとるものとする。但し、急を要する場合においては、具体的理由を意見招請の公示に明記して、供給者の対応が可能と認められる範囲で期間を短縮することができる。この場合、期間短縮を図っても対応出来ない緊急の事情がある場合には、上記の規定に関わらず、下記(イ)～(ニ)の一部又は全部を省略することができる。ただし、その場合には、入札公告において具体的理由を明記する。